

LINEアカウント構築代行業務委託契約書

株式会社●●（以下「委託者」という。）と自分の名前（以下「受託者」という。）とは、委託者が受託者にLINE株式会社が提供する開発・提供するモバイルメッセージアプリケーションであるLINE（以下「LINE」という。）及び株式会社マネクルが提供するLステップ（以下「Lステップ」という。）を利用したLINEアカウント構築代行業務を委託するにあたり、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（委託業務）

1. 委託者は、受託者に対し、LINEアカウント構築代行業務に関し、次に掲げる項目のうち、別紙記載の業務（以下「委託業務」という。）を委託し、受託者は、これを受託する。
 - (1) ディレクション業務
 - (2) 着手・引継ぎ業務
 - (3) 設計図作成業務
 - (4) シナリオ作成業務
 - (5) Lステップ実装業務
 - (6) リッチ画像作成業務
2. 受託者は、本契約に定める内容に従い、委託業務を行うものとする。
3. 受託者は、委託業務を反映し、Lステップを実装したLINEアカウントを成果物として完成させ、納品するものとする。
4. 受託者は、委託業務を反映したLステップを実装したLINEアカウントの運用を委託者受託者間で定める一定期間行っただうえで、委託者に納入するものとする。
5. 受託者は、委託業務に含まれない作業については、当該作業を遂行する義務を負わないものとする。
6. 委託者は、受託者による委託業務の遂行のために、客観的に必要な業務を行うものとする。
7. 委託業務の内容・範囲を変更する場合、双方協議のうえ、書面を作成し、記名押印により合意することでこれを行わなければならないものとする。
8. 委託者及び受託者は、追加業務を要する場合には、協議の上追加業務の内容、委託料の金額その他必要な事項を定めるものとする。

第2条（仕様等）

1. 受託者は、委託者と協議の上合意し定めた仕様等に従い成果物を作成するものとする。
2. 委託者は、第5条2項に定める納入後、委託者自身による試験運用期間終了時までには、委託業務にかかるLステップ内のシナリオ・画像・機能に限り受託者の指示による修正に応じるものとする。
3. 前項の場合も含め、委託者及び受託者は、仕様等を変更する必要がある場合、当事者間において協議のうえ変更点を書面（これにかわる電子メール・チャット等による電磁的方法も含む。以下「書面等」という。）合意することによってこれを変更することができる。
4. 受託者は、仕様等に疑義を生じた場合又は誤りを発見した場合は、これを委託者に通知し、当事者間で協議のうえ、これを明確にするものとする。
5. 委託者が作成する仕様書等に過誤があり、これに起因して受託者が納入する成果

物に不具合が生じた場合、受託者は、当該不具合について責任を負わないものとする。

第3条 （協力義務等）

1. 受託者は、委託者に対し、委託業務の遂行に際し必要な協力を要請することができるものとし、委託者は受託者から協力を要請された場合には遅滞なくこれに応ずるものとする。
2. 委託者が前項に定める協力義務に違反し、受託者に損害が生じた場合、委託者は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。またこの場合、受託者は委託者の協力なしには遂行困難な委託業務に関する責任を免れるものとする。

第4条 （報告義務）

受託者は、委託者から求められたときは、委託業務の履行状況につき、任意の方法で委託者に報告するものとする。

第5条 （納入等）

1. 委託業務に関する納期は別紙納品スケジュールによるものとする。なお、受託者は委託者に事前に通知することにより、納期前に成果物を納入することができるものとする。
2. 受託者は、別紙納品スケジュールに従い受託者による試験運用期間経過後に、委託者による運用を開始させることにより、成果物を納入するものとする。
3. 受託者は、自己の責めに帰すべき事由によることなく、納期までに本契約の全部又は一部の履行が困難になった場合、委託者に対して納期の延長を求めることができる。
4. 委託者の都合により納期が変更された場合、受託者は、委託料の増額を請求することができるものとする。
5. 成果物の引渡しは、委託者が本契約に定める成果物の検査を行ったかどうかにかかわらず、本条第2項の納入が完了した時点で完了したものとする。

第6条 （検収）

1. 委託者は、成果物の納入を受けた後3日以内（以下「検査期間」という。）に、検査を行うものとし、検査に合格したときは、受託者に対して書面等により検査合格の通知を行い、これをもって検収完了とする。
2. 検査の結果、成果物が不合格となった場合又は委託業務が適正に遂行されていないことが判明した場合、委託者は、受託者に対して遅滞なく具体的理由を記載した不合格通知書を交付するものとする。
3. 検査期間内に、前項の不合格通知が交付されなかった場合には、検査期間の経過をもって、成果物は検査に合格し又は委託業務が適正に遂行され完了したものとする。
4. 第2項の場合、受託者は、双方協議のうえ定めた期間内に、自己の費用と責任において不合格の原因となった種類・品質・数量に関する契約内容の不適合を無償で補修又は代替品を納入し、又は業務の追完を行った上で再度検査を受けるものとし、以後同様とする。

第7条 （所有権移転）

成果物の所有権は委託者が受託者に対し委託料を全額支払ったときに、受託者から委託者へ移転するものとする。

第8条 (危険負担)

納入以前に生じた成果物の滅失、損傷その他の損害は、委託者の責めに帰すべきものを除き受託者が負担し、納入後に生じた成果物の滅失、損傷その他の損害は、受託者の責めに帰すべきものを除き委託者が負担するものとする。

第9条 (保証等)

1. 受託者は、成果物が仕様等に合致することを保証するが、委託者の意図する特定の目的に適合すること並びに期待する価値、数値、商品的価値、正確性、有用性及び完全性を有することについて、何ら保証するものではない。
2. 委託者が成果物の受領後、自ら成果物を加工、編集、改変その他変更を行い、その結果として当該成果物が毀損し、又はバグや不具合が生じたとしても、受託者はその責任を負わないものとする。

第10条 (契約不適合責任)

1. 受託者は、委託業務にかかる成果物の検収完了後1か月以内に当該成果物について契約不適合（成果物が仕様等と一致しないことをいい、軽微なバグ及び不具合を除く）が発見された場合、受託者の責任と負担をもって当該成果物の修補を行うものとする。なお、受託者は、当該修補の他は担保責任を負わないものとする。
2. 前項の修補により本契約の目的が達成できない場合には、受託者は契約不適合によって委託者に生じた損害を賠償するものとし、その損害の範囲は、委託者が当該契約不適合により被った現実に生じた通常の損害に限るものとする。

第11条 (委託料)

1. 委託者は、受託者に対し、金●●万円（税込）を支払うものとする。なお、第24条に規定する中途解約期間内に解約がなされた場合を除き、受託者が受領した委託料については一切返還しないことを確認する。
2. 委託者は、前項に定める委託料を成果物の検収完了の日が属する月の翌月末（当該期限の末日が金融機関の休業日にあたる場合、その前営業日）までに、受託者が別途指定した銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、委託料の振込にかかる手数料は委託者の負担とする。
3. 前二項の規定にかかわらず、委託者及び受託者の協議の上、委託業務にかかる着手金の支払いを合意している場合は、委託者は別途定める支払期限までに当該着手金を支払うものとし、当該着手金が支払われるまでの間、受託者は委託業務の遂行の全部又は一部を停止することができるものとする。
4. 受託者は、委託料の支払がない場合には、委託業務の遂行の全部又は一部を停止することができるものとし、委託者は、支払期限の翌日から完済まで年14.6%の割合による遅延損害金を受託者に対して支払うものとする。
5. 受託者は、委託業務の変更、経済情勢、その他の合理的な事由が生じた場合、委託者に対し、委託料の変更のための協議を申し入れることができるものとする。

第12条 (費用)

1. 委託者は、本契約において定めた費用又は別途合意した費用について、委託料とは別途負担するものとする。
2. 費用の支払方法、支払期限等については、本契約又は別途合意をもって定めるものとする。

第13条 (貸与資料等)

1. 委託者は、受託者に対し、受託者が委託業務の遂行に必要と合理的に判断する資料及び情報等（以下「資料等」という。）を開示、貸与又は供与その他の方法により無償で提供するものとする。
2. 受託者は、前項に基づき委託者から貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。なお、当該資料等は委託業務の遂行の範囲内に限り使用（複製を含む。）することができるものとする。
3. 受託者は、本契約が終了したときは、資料等を遅滞なく委託者に返還し又は委託者の指示に従った処置を行うものとする。
4. 委託者から貸与される資料等の提供の懈怠、遅延又は欠陥、並びに委託者による指示の誤りに起因して、受託者に委託業務の履行遅滞、不能又は成果物の契約不適合その他不具合等があった場合、これによって委託者に損害が生じたとしても、受託者の過失の有無にかかわらず、受託者はその損害を賠償する責任を負わないものとする。

第14条（成果物にかかる権利の取扱い）

1. 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、受託者又は第三者が従前から保有していた部分及び汎用的に利用可能な部分の著作権を除き、委託者に帰属するものとする。
2. 前項の権利は、委託料が完済された時に委託者に移転するものとする。
3. 第1項の受託者に留保された著作権が成果物に含まれる場合、当該権利について、受託者は、委託者に対して、無償で利用許諾するものとする。
4. 受託者から委託者に移転する著作権の対価及び留保される著作権の利用許諾の対価は、委託料に含まれるものとする。
5. 受託者は、委託者及び委託者の指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

第15条（知的財産権等の取扱い）

1. 委託業務遂行の過程において生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等にかかる知的財産権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。）をいい、以下、これらの権利を総称して「知的財産権等」という。）は、前条に規定する権利を除き、全て受託者に帰属するものとする。
2. 受託者は、本契約により知的財産権等を保有することとなる場合、委託者に対し、委託者が成果物を使用するのに必要な範囲においてのみ、知的財産権等の通常実施権を許諾するものとする。また、成果物が第三者に使用せしめることを目的として開発された場合は、当該第三者による成果物使用についても同様とする。

第16条（第三者の権利侵害等における対応）

1. 成果物に関連して第三者の権利を侵害することその他の理由により、委託者又は受託者が第三者から何らかの請求、異議申立てを受け、又は訴訟が提起される等の紛争が生じたときは、委託者は、自らの責任と費用をもってこれを解決するものとする。ただし、当該紛争の原因が、専ら受託者にある場合は、この限りではない。
2. 委託者及び受託者は、本契約に関連して、第三者の知的財産権その他の権利を侵害するおそれがあることを知ったときは、すみやかに相手方に通知しなければならない。

第17条（再委託）

受託者は、書面等により事前に委託者の承諾を得た場合に限り、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとする。

第18条（損害賠償）

1. 委託者及び受託者は、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して当該損害の賠償を請求することができるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、受託者が賠償すべき損害の範囲は、本契約に基づく委託料の額を上限とする。

第19条（業務の中止）

1. 受託者は、委託者が本契約に基づく義務の履行を怠っている場合、履行を怠っている期間中、委託業務の履行を中止することができるものとする。また、当該中止期間に応じ、成果物の納期は当然に延長されるものとする。
2. 受託者は、前項に定める委託業務の中止に起因し委託者に損害が発生した場合であっても、これを賠償する責任を負わないものとする。

第20条（免責）

1. 委託者及び受託者は、天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の社会的大変動、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線の事故、その他各当事者の責に帰することができない事由による本契約に規定する義務の全部又は一部の不履行については何ら責任を負わないものとする。
2. 本契約における委託業務は、LINE及びLステップを利用するものであり、納入後のLINEまたはLステップの提供停止、仕様変更、アップデートの停止等により成果物の利用が不能となった場合について、受託者は何らの責任を負わないものとする。

第21条（秘密保持義務）

1. 委託者及び受託者は、本契約に関連して双方が開示する営業上又は技術上その他一切の情報のうち、相手方に対して秘密である旨明示して開示した情報及び性質等に鑑みて通常秘密情報として取扱われるべき情報（以下「秘密情報」という。）を厳重に保管・管理するものとする。ただし、次の各号の一に該当する情報については秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示を受ける前に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となったもの
 - (3) 開示を受ける前に既に自ら保有していたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手したもの
 - (5) 開示を受けた情報によることなく独自に開発したもの
2. 委託者及び受託者は、相手方の事前の書面等による承諾なく、秘密情報を第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、法令により開示義務を負うとき又は法律上権限ある官公署により開示を命じられたときは、必要な範囲内に限り、開示することができるものとする。この場合、委託者及び受託者は、事前に相手方に通知しなければならない。
3. 委託者及び受託者は、秘密情報について、本契約の目的の範囲でのみ使用するものとし、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面等による承諾を得なければならない。
4. 委託者及び受託者は、本契約が終了したとき又は相手方から要求があったときは、相手方の指示に従い、秘密情報（その複製物を含む。）の返還又は破棄その

他の措置を講ずるものとする。

第22条（個人情報の取扱い）

委託者及び受託者は、本契約に基づき相手方から取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条1項に定義される個人情報をいう。）を第三者に漏えいしてはならず、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守して同情報を厳格に管理するものとする。

第23条（解除等）

1. 委託者及び受託者は、相手方が本契約に違反したときは、書面等により当該違反状態を是正するよう催告するものとし、当該催告後相当期間が経過してもなお是正されない場合には、相手方の帰責事由の有無にかかわらず、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
2. 委託者及び受託者は、相手方が次の各号の一に該当する場合、相手方の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - (1) 営業の許可取消し又は停止等があったとき
 - (2) 支払停止若しくは支払不能、又は手形不渡りとなったとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始があったとき
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあったとき
 - (5) 租税公課の滞納処分を受けたとき
 - (6) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき
 - (7) 財産状態が悪化し又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (8) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき
 - (9) 本契約に定める条項につき重大な違反があったとき
 - (10) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき
 - (11) 民法第542条第1項各号及び同条第2項各号に該当するとき
3. 本契約の解除は、委託者又は受託者の相手方に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
4. 委託者又は受託者が本条第2項各号の一に該当する場合、当該当事者は、何らの催告なしに、自己の債務について直ちに期限の利益を喪失するものとする。

第24条（中途解約）

委託者は本契約締結後10日以内に限り受託者に対し書面等にて通知を行うことにより本契約を解約することができる。その際の委託料は、委託業務遂行に受託者が要した費用、工数等に基づき、受託者が合理的に算定した金額とする。

第25条（中途成果物の取扱い）

1. 本契約が期間途中で終了した場合、中途成果物の取扱いは、委託者と受託者で協議の上決定するものとする。ただし、その際の委託料の支払いについては、中途成果物の引き渡しの有無にかかわらず、委託業務遂行に受託者が要した費用、工数等に基づき、受託者が合理的に算定した金額とする。
2. 中途成果物の取扱いについては、成果物に関する規定を準用するものとする。

第26条（通知義務）

1. 委託者及び受託者は、次の各号に定める事由を相手方に対して通知するものとし、これらの事項に変更が生じた場合も同様とする。

- (1) 連絡窓口担当者
 - (2) 連絡先の電話番号
 - (3) 連絡先メールアドレス
 - (4) 住所又は所在地
 - (5) 商号
 - (6) 代表者
 - (7) その他、契約締結時に相手方に通知している適宜の情報
2. 委託者及び受託者は、次の各号に定める事由が生じた場合、又は生じる可能性がある場合は、すみやかに相手方に対して通知しなければならない。
 - (1) 営業譲渡又は合併その他経営上の重要な変更
 - (2) 定款における事業目的の変更
 - (3) 代表者、商号又は名称その他重要な組織の変更
 - (4) 財産状況、経営状況の悪化
 - (5) その他の営業上重大な変化

第27条（権利義務の移転禁止）

委託者及び受託者は、相手方の事前の書面等による承諾なく、本契約上の権利・義務又は地位を第三者に譲渡、若しくは担保に供し、又は引受けさせてはならない。

第28条（反社会的勢力の排除）

1. 委託者及び受託者は、その役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。
 - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者及び受託者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約し、これを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 委託者及び受託者は、相手方が本条に違反した場合には、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとする。

4. 委託者及び受託者は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとする。

第29条（存続条項）

第9条、第10条、第14条、第15条、第16条、第18条、第20条第2項、第21条、第22条、第27条、第30条、本条及び条項の性質に鑑み当然に存続すべき規定は、期間満了、解除、失効、その他理由の如何を問わず、本契約が終了した後も引き続きその効力を有する。

第30条（準拠法及び管轄等）

1. 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従い解釈されるものとする。
2. 本契約に関する紛争については、訴額に応じ大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。なお、調停を行う場合についても同様とする。

第31条（誠実義務）

本契約（本契約に関連する個別合意を含む。）の規定の解釈に疑義が生じ、又は本契約に規定なき事態が生じた場合、委託者及び受託者は、信義誠実の原則に則って誠実に協議し、互いにその解決に努めるものとする。

年 月 日

（委託者）

（受託者）